

---

令和3年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第2日）

令和3年9月6日（月曜日）

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 同意第3号 宇美町教育委員会教育長の任命について  
日程第2 同意第4号 宇美町教育委員会委員の任命について  
日程第3 承認第2号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について  
日程第4 議案第32号 宇美町都市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第33号 宇美町地域公共交通会議設置条例について  
日程第6 議案第34号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第35号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）  
追加日程第一 議案第36号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第3号 宇美町教育委員会教育長の任命について  
日程第2 同意第4号 宇美町教育委員会委員の任命について  
日程第3 承認第2号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について  
日程第4 議案第32号 宇美町都市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第33号 宇美町地域公共交通会議設置条例について  
日程第6 議案第34号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 議案第35号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）  
追加日程第一 議案第36号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）

---

出席議員（13名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 丸山 康夫  | 2 番 平野 龍彦  |
| 3 番 安川 繁典  | 4 番 藤木 泰   |
| 5 番 入江 政行  | 6 番 吉原 秀信  |
| 8 番 黒川 悟   | 9 番 脇田 義政  |
| 10 番 小林 征男 | 11 番 飛賀 貴夫 |
| 12 番 白水 英至 | 13 番 南里 正秀 |
| 14 番 古賀ひろ子 |            |

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	教育長	……………	佐々木壮一朗
総務課長	……………	佐伯 剛美	危機管理課長	……………	藤木 義和
財政課長	……………	中西 敏光	まちづくり課長	……………	原田 和幸
税務課長	……………	松田 博幸	会計課長	……………	瓦田 浩一
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	工藤 正人	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	安川 忠行	上下水道課長	……………	藤井 則昭
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	飯西 美咲
こどもみらい課長	……………	太田 一男			

---

10時00分開議

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。着席願います。

お手元に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙の結果表及び本日の議事日程表第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに予算案1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上1件を追加議題とすることに決定いたしました。なお、本日の議事日程に挙げています。

本日投票による採決がありますが、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函させたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、9番、脇田議員の投票については、記載を自席で行い、事務局職員をして代理投函することに決定しました。

---

### 日程第1 同意第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。本議会から、町長の任命権がある人事案件につきましては、総務課のほうで提案するようになりましたので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

それでは、同意第3号でございます。宇美町教育委員会教育長の任命についてでございます。宇美町教育委員会教育長に次の者を任命する。

氏名につきましては、佐々木壮一朗氏でございます。住所、生年月日については、記載のとおりでございます。御参照願います。

提案理由でございます。宇美町教育委員会教育長佐々木壮一朗氏の任期が、令和3年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、参考資料1として、佐々木壮一朗氏の略歴を添付させていただきます。御参照を願います。

それでは、2ページをおめくりください。2ページにつきましては、参考資料2として、上段に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、下段には宇美町教育委員会委員の名簿を添付させていただきます。

抜粋のほうの第3条組織を御覧ください。「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」とされております。

次に、下段になりますが、任期、第5条を御覧ください。「教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。」とされております。したがって、佐々木壮一朗氏が再任された場合につきましては、その任期を令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、10番、小林議員及び11番、飛賀議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことにいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	丸山	議員	2番	平野	議員
3番	安川	議員	4番	藤木	議員
5番	入江	議員	6番	吉原	議員
8番	黒川	議員	9番	脇田	議員
10番	小林	議員	11番	飛賀	議員
12番	白水	議員	13番	南里	議員

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。10番、小林議員及び11番、飛賀議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成11、反対1。以上のおおりに、賛成が多数です。したがって、同意第3号 教育委員会教育長の任命については、原案のおおりに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ここで、佐々木壮一郎氏より挨拶の発言申出がっておりますので、これを許します。佐々木壮一郎氏、どうぞ。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。議会開催中だとは思いますが、議長のお許しを頂きましたので、この貴重な時間をおかりしまして、お礼を申し上げたいと思います。

教育長選任におきまして、議員の皆様にご同意を頂き、誠にありがとうございました。大変光栄であるという思いと同時に、職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

これまで、「教育でまちづくりを」の信念を持って、関係機関や地域の皆様と連携し教育行政に取り組んでまいりました。特にその成果といたしまして、各学校、各教室のエアコンの設置、1人1台端末の整備、校舎等改修など教育環境の整備、充実がなされたことが挙げられます。このことにつきましては、議会の皆様のお力添えがあつてこそその成果だと思っております。

また、スポーツ関係団体との連携の下、スポーツ推進計画を策定することができました。現在、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、まだ予断を許さない日が続きますが、教育委員会としましては、今後も様々な対策を講じ、子どもたちが安心して学びを継続できるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、今後も教育委員の皆様方や学校教育、社会教育、こどもみらい課の教育委員会3課の事務局職員と一丸となって質の高い教育を目指し、本町の教育行政の向上に取り組んでまいります。

今後とも、議員の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申して、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

---

## 日程第2. 同意第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

同意第4号でございます。宇美町教育委員会委員の任命についてでございます。宇美町教育委

員会委員に次の者を任命する。

氏名につきましては、田島章江氏でございます。住所、生年月日については、記載のとおりでございます。御参照を願います。

提案理由でございます。宇美町教育委員会委員川上利香氏の任期が令和3年9月30日で満了することに伴い、後任として田島章江氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、参考資料1として、田島章江氏の略歴を添付しております。御参照を願います。

ページをおめくりください。2ページでございます。参考資料2として、上段に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、下段には宇美町教育委員会委員の名簿を添付しております。

第3条、組織を御覧ください。「教育委員は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」とされております。

また、第5条、任期につきましては、「教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。」とされているものでございます。したがって、教育委員会名簿にあります川上利香氏の後任として、田島章江氏が任命された場合は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間の任期になるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、白水議員及び1番、丸山議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなすことにいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	丸山 議員	2 番	平野 議員
3 番	安川 議員	4 番	藤木 議員
5 番	入江 議員	6 番	吉原 議員
8 番	黒川 議員	9 番	脇田 議員
1 0 番	小林 議員	1 1 番	飛賀 議員
1 2 番	白水 議員	1 3 番	南里 議員

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 2 番、白水議員及び1 番、丸山議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数1 2票、有効投票1 2票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成1 1票、反対1 票。

以上のおおり、賛成が多数です。したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命については、原案のおおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ここで、田島章江氏より御挨拶の発言申出がっておりますので、これを許します。田島章江氏、どうぞ。

○（田島章江君） このたび、私は町長の御任命と議会の御同意を頂き、1 0月1日付で宇美町教育委員会教育委員を拝命いたしました。大変光栄に思いますとともに、その重責を考えますと、身の引き締まる思いでございます。

令和2年に町制100周年を迎えた宇美町において、次の100年をすばらしいものにするために、教育の果たす役割は極めて大きいものと思っております。これから、宇美町教育委員会教育委員という職責を十分に踏まえ、これまで保護者や地域一員として関わってきた経験を生かし、町民の皆様の教育行政への期待に応えていきたいと考えております。

そのために、今後、宇美町の教育・子育てに携わる多くの方々と触れ合い、その声に耳を傾けながら、宇美町の教育の充実・発展のために邁進してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3. 承認第2号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、承認第2号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。

承認第2号でございます。宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてでございます。宇美町自治功労表彰候補者として次の者を推薦する。

氏名につきましては、長江一樹氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。御参照を願います。

提案理由でございます。長江一樹氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則第4条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには参考資料といたしまして、長江一樹氏の略歴を添付させていただいております。御参照を願います。

ページをおめくりください。2ページでございます。2ページにつきましては、宇美町表彰規則の抜粋を添付させていただいております。第4条に、自治功労表彰についての記載がございます。第1項に「自治功労表彰は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める年数以上在職した者」と定められております。長江一樹氏につきましては、第4号別表第1に掲げる役職員としまして、20年以上の勤務をされたというものでございます。

別表のほうを御参照願います。役職名がございますが、右下に学校歯科医というものがございます。長江一樹氏につきましては、学校歯科医として20年以上の経験というものになるものでございます。

ページをおめくりください。3ページ、ちょっと縦横になっております。3ページには、公職名簿を添付させていただいております。長江一樹氏のこれまでの就任につきまして、平成4年の4月1日から退任日が令和3年の3月31日までの29年となるものでございます。



以上で説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は起立によって行います。

承認第2号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第4. 議案第32号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第32号 宇美町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。議案第32号 宇美町都市公園条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、一本松公園駐車場の使用料を徴収することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。条例案になります。

次の2ページをお願いいたします。2ページ、3ページにつきましては、新旧対照表になります。縦横で申し訳ございませんが、これをもって説明をさせていただきたいと思っております。

右側が現行、左側が改正案となります。中ほどになりますが、別表第2、第6条関係で有料公園施設になっております。この公園名、一本松公園のところに「駐車場」というのが追記されます。

次の3ページをお願いいたします。別表第2の2というところで、2、駐車場、ここにおいて料金設定を行うものであります。普通自動車、準中型自動車、中型自動車におきまして、1台当たり利用時間3時間以内の場合は無料、6時間以内であれば500円、以降6時間ごとに500円が追加されるような形になります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。まずお聞きしたいのは、このゲートを設置するに当たっ

て、年間の収入、来年以降、令和4年度か、来年以降ですね、これ、どのくらいの収入を見込んでありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。10月から3月までにおきましては、1月60万円で、7か月分で720万円を予定しております。繁忙期が春から夏ということになりますから、その分を含めると、想定しているところでは年間約1,000万円近くの収入が上がるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 年間1,000万のお金が新たに入ってくると、当面は施設の償還とかに充てられるとは思いますが、この1,000万円、どのように使っていこうとお考えですか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 一本松公園につきましては、トイレの設置、今回、駐車場ゲートの設置というところで、整備につきましては、まだ整備半ばということになりますから、当然こちらで収入になるわけですけど、一本松公園の管理プラス今後の整備で活用させていただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 当然、さっきも言ったように、施設の償還というのに充てられるんじゃないかなと思いますけれども、やはり魅力ある一本松公園、昭和の森にしていく、これをやることによってさらに来場者を増やしていく、これも今、夏季が主に収入入ってますけれども、冬季、冬の間とか、そのほかの時期でも、特に春先から非常に花が咲き乱れるすばらしい公園でございしますが、そういったところをもっともっと多くの方々に利用していただくようなことを取り組んでいかないと、あまりこのゲートを設置した意味がないと思いますけれども、その辺どのように考えてありますか。そこが一番大事なところだと、私、思っているんですけども。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 議員言われるように、一本松公園、最終的な将来計画というのを  
つくる必要があると思っておりますし、スケートボードの整備もまだ途中であります。

今後、管理をどういうふうにしていくかということも、管理体制も整備する必要があると思いますので、最終的には言われるように、宇美町の魅力ある一本松公園を最終的な目標としてつくるために、今後も全体整備計画をつくって、随時、整備をしていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、運用のところでお聞きしたいんですけども、これは当然地権者であつたり、農業者もおられます。あと、間伐とかをされる際には、当然、業者の方々が1日ずつと張り付いておくということが生じてくると思います。

また、スケボー施設がゲートの内側にあります。このスケボーの施設の方々も3時間以内だったら、そのまま無料で出られると思うんですが、その辺り、3時間を超えるような業務をされる方、地権者の方々、この方々には何か、パスか何かを考えてあるんですか。その辺りの運用の方法をお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、地権者なり、森林の管理で作業される方、関係者につきましては、当然無料という形になります。その手続につきましては、車両を登録すると、そのままその車両の場合は無料でゲートが上がるという形になります。ですから、関係者等につきましては、車両の登録という形になります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それと、スケボーのところの回答が欲しかったんですけども、スケボーの方々も車番登録とかをやるんですか。それとも、もう3時間ぴたりと、それ以降入れ込まないように出てくださいみたいな指導するんですか。そこが一番、私は聞きたかったところなんですけど。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） スケボー利用者の方につきましては、一般利用と同じ取扱いになりますので、3時間以内であれば無料で使えるということになります。以降3時間過ぎると、6時間までが500円料金がかかってくるということになります。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 総務委員会するときでも話したと思うんですけども、宇美町在住の方にこの駐車場の減額というか、それができないのか。整備上、何かできないって言われたんだけど、関係者の方は、ナンバー登録すればできるということをおっしゃっているんで、この宇美町の在住の方の減額というのを再考していただくわけにはいかないかということなんですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、車両を登録すると無料という、そういう手続ができますので、それは可能ではあると思うんですけど、今のところ、町内町外問わず、今の条例で上げさせてもらっています料金を設定していただくというところで、その町内に限っては割引というのはないんですけど、今後、例えば、そのキャンプ場の別に料金取るとか、バーベキュー施設で料金

取るとか、そういった絡みになった場合については、何らかの方法で減額とか、そういうのがありますし、マイナンバーカードとか、そういった分とこう連携できるようになればまたやりやすくなると思うんですけど、今回の駐車場に限っては町内町外の区別はなくというところで、将来的に向けては、町内の方は優遇されるような形では、当然考えていかななくてはいけないというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。4番、藤木議員。

○4番（藤木 泰君） 駐車場の門から内側に台数が制限されると思うんですが、その制限についてお尋ねします。

例えば、240台なら240台入るのに、例えば、それ以上の入庫者がおったという場合にどのようにされるか、制限をどのようにされるかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 駐車場の制限につきましては、要は、駐車台数以上の分は当然もう入れないという形になりますし、満車の表示につきましては、そのゲートのところ、今のところ、ゲートのところでしか満車表示はないということになります。

今回、今年のゴールデンウィークとかは、車両がいろんなところに駐車して、もう身動きができなくなったような状態で緊急車両が通れないとか、そういった形になると思うんですけど、今のところ予約とかできませんので、もう現状、行って、その駐車台数だけしか入れないというふうなことしか特に対応というのは、なかなかちょっと難しいと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 宇美町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 議案第33号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第33号 宇美町地域公共交通会議設置条例についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 失礼いたします。まちづくり課より説明をさせていただきます。

議案第33号 宇美町地域公共交通会議設置条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございます。地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性増進を図るため、道路運送法の規定に基づき、宇美町地域公共交通会議を設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、次ページをお開き願います。

1ページから3ページまでが条例案、4ページから5ページに参考資料として、この条例案の概要を添付しております。

説明につきましては、先にこの資料を用いまして説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

現在、当町におきましては、福祉巡回バス「ハピネス号」を運行しておりますが、令和3年度末をもって5年間の運行委託契約期間が満了となることから、これまで運行対応の見直し等について検討を進めてまいりましたが、今後、さらなる検討を進める上で必要となります宇美町地域公共交通会議を設置するものでございます。

したがいまして、1番目の項目に記載しておりますとおり、この会議設置の目的は、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することといたしております。

次に、この会議における協議事項につきましては、大きくは資料にお示ししております2点となりますが、当面はハピネス号の見直しに伴う運行態様について、オンデマンドバスの導入を視野に入れて検討を行い、一定の方針を決定することといたします。

次に、会議の構成員は、表にお示ししております区分から選出し、15人以内で構成することとし、バスやタクシー等の運送事業者や運営支局、道路管理者、警察をはじめ、住民及び利用者の代表者などから幅広く意見を求めることとしております。

5ページには、現時点での今後の流れを記載しております。

本議会で承認を頂きましたら、10月以降会議を開催し、協議を行う予定としており、令和5年2月を目途に、新たな態様での運行開始の準備を進めてまいります。

ここで、1ページにお戻りください。

第4条において、委員の任期は2年と規定しております。この会議はこの後も定期的に開催し、点検評価や検証を行いながら、地域のニーズや課題などを把握し、持続可能な公共交通の実現を目指して、宇美町にとって最良の運行方法を検討してまいります。

2ページの第5条以降につきましては、会議の運営に際し、必要な事項を規定しておりますので御確認ください。

なお、この会議の設置に伴いまして、附則にて関連条例の一部改正を行います。

附則第4項におきまして、宇美町附属機関に関する条例の別表、また、同5項におきまして、宇美町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、宇美町地域公共交通会議を追加いたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決頂きますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

5番、入江議員。

○5番（入江政行君） オンデマンドバスを、今、検討されてますけど、大変いいことだ思っています。

その中で、ここにコミュニティバスについての検討は全く示されてない。これ、そのコミュニティバスについて検討されたのか、また、オンデマンドバスとコミュニティバスの大きなメリット・デメリット、また、費用についてどのように使うのかというのは検討されたのかと、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） まずは、コミュニティバスとオンデマンドバスの違いについて、少しお話をさせていただきたいと思えます。

このコミュニティバスというのは、交通の空白地域あるいは不便地域の解消等を図るために、市町村等が主体的に計画し、市町村自ら、もしくは交通事業者、バス会社等に委託して、路線バスと同じような形で運行されるものを指します。利用者がそれほど多くないなど、交通事業者が主体となった運行が困難なエリアなどを対象に、地域のニーズに合わせて柔軟な運行を行うということが特徴とされている中で、糟屋地区内でもこういったコミュニティバスを走らせている市町村もございます。

そうした中、このオンデマンドバスにつきましては、従来のバスのように時刻表や決まった運行ルートがなく、AI、いわゆる人工知能が予約状況に応じて効率的な運行ルート考えながら走る乗り合いバスのことを指します。果たして、これ、宇美町にとってどの方法がいいかということとで検討してきたところでございます。

現在、ハピネス号につきましては、非常に限られた方の利用にとどまっております、費用対

効果を考えますと、非常に効率が悪いということから、オンデマンドバス、コミュニティバス、双方の面からも検討をしてきたところでございます。

そうした中で、このオンデマンドバスが非常にこう、効率もいいし利便性も高まるのではないかとということで、これを主に考えているところでございます。しかしながら、具体については、今後の地域公共交通会議の中で、いろんな課題を明らかにする中で、最良の方法を検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） ついでに、オンデマンドバスとコミュニティバスのその費用的なものは、どのくらい違うのかというのは検討されたんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） まだ詳細にシミュレーションしているわけではございませんけれども、現在、ハピネス号に関しては、年間4,000万ほどの経費がかかっております。これを軸に今考えているところで、仮に今後、このオンデマンドバスを3台走らせた場合については、国・県からの補助金を受けることができますので、同様の金額でいけるのではないかなと思います。しかしながら、利用形態を見ながら3台なのか4台なのか、この辺りも含めて十分検討していく必要があるかなと思います。

いずれにしても、有償化をすることに伴いまして、国・県の補助金が受けられますので、トータルした経費については、現在の契約よりも幾分か軽減になるものではないかなというふうには思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 5ページに、下のほうに、定期的開催すると括弧書きで書いてあります。通常年間どのくらいの開催、これを予定しているのかと。特に導入1年目、その前も当然なんですけれども、しっかりとした実証実験、そういったものの検証をしっかり行って、見直しを行っていくと、当初の方針がすばらしいものかもしれませんけれども、やはりきちんと検証し、見直していくということが大事になってくると思います。その辺りどのように考えてありますか。開催のこの頻度といいますか、そういったところをお答えいただきたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） まず、本年度に関しましては、この後、補正予算という形で提案をさせていただきますが、4回の会議を計画をさせていただいております。

10月から3月までの間に4回ということで、まずは来年度以降の運用対応について早急に決定する必要がございますので、10月から年内に3回程度会議を行って、結論を導き出していきたいというふうに思っているところです。

次年度以降については、具体的なその運行に伴いまして、実証という形になってまいりますので、その経過を見ながらということではございますが、令和4年度については、少なくとも3回程度は行う必要があるかなというふうには思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、このオンデマンドバスが頻繁に町民に利用されるようになった場合、以前、福祉バスのところでもいろんな、そういった答え、返ってきました。

そういった中で、西鉄バスが、既存の路線バスがあります。この利用が減ってくると、その路線バスを減らすぞというふうなことが言われたというふうなことも聞いておりますが、当然、路線バスというのは非常に重要な住民の足でございますので、その辺が減便になったり、あるいはなくなってしまうということがあれば、私、本末転倒じゃないかなと思います。

そういったことも含めて、この会議の委員さん、バスの事業者さんにも入ってもらうようにしてはありますが、その辺どのように考えていますか。もし減るようなことがあったら、さっき言ったように本末転倒なんですよ。見通しといたしますか、そういったことを言わせないというか、そういったことも大事じゃないかなと思いますけれども、お考えを聞きたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 先ほども少しお話しさせていただきましたが、現行のハピネス号については、高齢者を中心にある特定の方が利用されているというような状況がございます。なかなかこれは、ハピネス号、乗っていいのかなということで、乗ること自体も躊躇されている住民の方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているところです。

今回、このバスの見直しに伴いまして、子育て世代の方から、本当に多くの方に乗っていただきたいというふうに思っています。特に、うみハピネス等で乳幼児健診を行っておりますけれども、こういったときに車で行くのではなく、子どもさんを連れて、こういったバスを利用させていただいたりということで、そういう意味においては、この会議の中にも子育て支援団体の方にも入っていただいて、幅広く御意見を頂戴したいなというふうに思っています。

そうした中で、このバスが定着することによって非常に利用者が増えてくるということになりますと、おのずとこの路線バス等の部分での競合具合からして、一部廃止ということも出てくるかもしれません。現に、そのような話も他地区では伺っているところです。

そうしたことから、この会議の中では、先ほどお話がありましたように、バスの事業者であったり、あるいは地元のタクシー事業者の方にも入っていただいて、意見を尋ねながら、こういった形で折り合いをつけていくかということになっていくかなというふうに思います。民業を圧迫しないような形で、全ての事業者の方にとって最良な方法を考えていきたいというふうには思



っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 最後にしたいと思います、この利用者のメンバー、「15人以内をもって組織する」と書いてあります。ここに、議会の議員から選出された人の枠がないように感じるんですよ。その辺りどのように考えていますか。ほかの委員会とか、結構、総合計画の委員さんも議会から入っておりますけど、非常に大事な会議だと思うんですが、議会からのメンバーは入れなくていいんですか。

あともう一点、議会からの意見というのは、それぞれ委員会ごとに聞いていくんですか、全協で聞くんですか、その辺りの方針というものをお知らせ頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） この会議の構成員の設定に当たりましては、あらかじめ所管の委員長さん、また、議長さんにも御相談もさせていただきました。

そのような中で、今回はちょっと議員さんについては、メンバーには加わっていただかない形で進めさせていただいておりますが、もちろんこのことについては、逐次、委員会のほう、また全員協議会の場を通じて説明をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 宇美町地域公共交通会議設置条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

発言の申出がっております。

ここで、議案第32号について、都市整備課長より発言の申出がおりますので、これを許します。安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。議案第32号の丸山議員の質問の中で、駐車料金をどれだけ見込んでいるのかという御質問の中で、10月から3月まで月60万円の7か月という

ような回答をしたんですけど、月70万円の6か月で、トータル420万というところになります。どうも失礼しました、申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまより11時10分まで休憩に入ります。

10時56分休憩

11時10分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### 日程第6. 議案第34号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第34号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） それでは、議案第34号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ469万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,733万1,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、令和2年度の決算による繰越額の確定に伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費48万4,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次の6款1項1目保健事業費は、会計年度任用職員の通勤費の補正でございます。

歳出の最後になりますが、7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金413万9,000円は、歳入歳出予算の収支の調整を行うため計上するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

6款1項1目前年度繰越金469万3,000円は、令和2年度決算による繰越金の額となるよう差額を計上しております。

最後になりますが、補正予算書の20ページ、21ページに、給与費明細書をおつけしておりますので御参照ください。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第35号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第35号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。議案第35号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ7億7,882万4,000円を追加し、予算総額を129億9,257万1,000円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案するものです。

なお、各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承ください。

歳出から説明をさせていただきますが、令和3年9月議会議案資料綴を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので御参照ください。

それでは、予算書26、27ページをお開き願います。

1款議会費は人件費のみですので、説明は省略します。

28、29ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、右中段の庁内共同事務関係経費、贈呈記念品23万1,000円、消耗品費3万5,000円、食糧費12万5,000円、筆耕翻訳料9,000円等の増額は、自治功労者表彰に対する経費及び任期満了に伴います町議会議員への退職記念品購入費用を計上しております。

5目財産管理費、庁舎維持管理費では、役場庁舎空調設備改修工事を実施するため、設計業務委託料143万円、30、31ページ、空調機器取替工事請負費4,015万9,000円は、役場庁舎本館1階ホール及び執務室の空調設備の更新工事を実施するものです。この工事は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等を活用いたします。庁舎改修工事請負費51万5,000円は、役場庁舎本館3階、議員控室の床の改修を行うものです。

7目電子計算費は、国の新型インフルエンザ予防接種台帳システム改修事業費補助金33万円の内示があり、財源更正をしております。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費、自治会公民館等整備費補助金は、緊急対応が必要な修繕が発生したため、72万8,000円の増額補正をしています。共働のまちづくり推進事業費は、共働のまちづくり推進委員会に関する経費として、委員報酬16万5,000円、費用弁償2万1,000円、通信運搬費1万円の増額及び共働事業提案制度補助金（行政提案型）として400万円を計上しています。

10目交通安全対策費、交通安全対策事業費は、交通安全施設の修繕箇所が増加しているため、修繕料80万円の増額補正です。

11目防犯対策費、防犯対策事業費は、防犯灯のLED化を推進するため、修繕料87万8,000円を増額補正しています。

14目基金費、財政調整基金費3億772万3,000円の増額は、本補正予算における歳入超過額等を本基金に積み立てるものです。

32、33ページ、農業振興事業費財政基金費は、農業振興推進事業費補助金の申請により、基金が不足した新たな補助金申請に対応できないため、本基金に2,000万円、庁舎建設等基金費は、次年度以降予定されています事業等を見込み、1億5,000万円を積み立てるものです。

森林環境譲与税基金積立金280万5,000円の減額補正は、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費で計上しています、森林環境整備業務委託料192万5,000円及び経営管理意向調査業務委託料88万円の増額に伴い、基金積立金を同額減額するものです。

18目地域交通費、地域交通環境整備事業費は、地域公共交通会議の開催に要す関連経費として、委員報酬17万円、費用弁償15万2,000円等を計上しています。JR宇美駅ホーム内方線整備負担金は、JR宇美駅の利用者の安全確保のため警告ブロックである内方線を整備されるため、35万7,000円を計上しています。

21目施設環境対策費、確定申告会場感染防止対策事業費は、令和4年2月に開設する確定申告特設会場において、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に環境対策を行うもので、事前周知用郵便料15万6,000円、確定申告相談予約コールセンター業務委託料323万円など計上しています。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

34、35ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費、右中段の税務事務関係経費は、窓口での現金の受渡しの機会を減らすことにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、各種証明に関する手数料を徴収する方法にキャッシュレス決済サービスを追加するため、キャッシュレス決済サービス料2,000円を計上しています。この手数料については、関係課において計上していますが、説明を割愛させていただきますので御了承願います。

2目賦課徴収費、収納経費、収納管理業務委託料は、効率的かつ的確に実務を遂行するため、収納管理の補助業務を民間業者に委託するため、204万6,000円を計上しています。

少し飛ばしまして、36、37、38、39、40、41ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、右中段の社会福祉事業費は、5月13日の建物火災により災害見舞金及び布団を支給したため、今後の災害時に備え、災害見舞金14万円、消耗品費5万6,000円を増額補正しています。

1つ飛ばしまして、6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費、老人センター整備工事請負費は、現在、老人福祉センター内に雨漏りが発生しており、防水工事を実施するため、72万6,000円及び防水工事を実施する上で、屋上に接しています現在使用していないソーラーパネルが支障になるため、設備撤去工事請負費127万8,000円を計上しております。

42、43ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、右中段の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、前年度国庫支出金返還金135万円、子安のまち出産子育て応援給付金給付事業費は、本事業の申請期限が令和3年4月30日に終了したため、70万円を減額補正しています。

一番下の4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費、放課後児童クラブ運営業務委託料は、宇美小学校及び宇美東小学校の放課後児童クラブに、新たに加配支援員を1名ずつ配置するため、148万8,000円を増額補正しています。

44、45ページ、6目児童福祉施設費、こども教育総合支援センター管理費、空調機器取替

工事請負費は、空調機器1系統の故障に伴い、避難所として開設する部屋の空調4系統を含めた合計5系統について、従来の機器と比べ、空気清浄機等の機能向上させた機器への取替工事を実施するため、4,444万円を計上しています。

46、47ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、右中段の母子衛生事業費、養育医療給付費は、未熟児養育医療の申請が当初の見込みより増えたため、311万9,000円を増額しています。保健衛生事業費、糟屋デンタルフェア負担金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、6万3,000円を減額しています。

48、49ページをお願いします。

右2段目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、5月からスタートした個別接種、集団接種の進捗状況から、今後、必要となる経費を精査し補正するもので、職員の時間外勤務手当を430万円、集団接種看護師及び医師謝礼金を2,990万1,000円減額、役務費、医師・看護師紹介手数料を734万2,000円減額、委託料、個別接種委託料を2,149万2,000円増額。50、51ページ、予約受付業務委託料を1,876万円、集団接種会場運営等委託料を4,126万6,000円、看護師派遣委託料を1,910万8,000円増額、不用となりましたディープフリーザー用専用コンセント工事請負費88万円及び保健衛生備品購入費55万9,000円を減額補正しています。この事業は、国の100%補助となっております。

2項清掃費1目清掃総務費、52、53ページ、ごみ減量・リサイクル推進事業費は、違反ごみ啓発シール作成の執行残として印刷製本費14万8,000円を減額、家庭用コンポスト容器購入助成金は、当初予定より申請が多いため、3万円の増額補正をしています。

3目塵芥処理費、ごみ処理事業費、ごみ袋等製作業務委託料900万円の減額は、契約差金等による減額補正です。最終処分場運営経費は、それぞれ契約残による減額補正です。

54、55ページ、6款農林水産業費1項農業費、中段の5目農地費、農業基盤保全事業費、修繕料290万円の増額は、障子岳六丁目地内水路ほか、農業用施設修繕に伴う増額補正です。境界復元業務委託料は、現在、農業用施設として利用されていない只越池を公売にかけるために必要な境界を復元するため、92万7,000円の増額補正です。

2項林業費2目林業振興費、森林機能保全事業費、委託料、56、57ページ、高木伐採業務委託料は、原田二丁目地内の町有林が成長し隣接家屋に支障を来しているため、79万2,000円の増額、森林環境整備業務委託料は、森林所有者から経営管理の意向確認が取れた山林を対象に、住宅に隣接している危険木等の整備を行うため、192万5,000円の増額、経営管理意向調査業務委託料は、森林経営管理制度に基づき、今後の森林管理について、山林所有者本人に意思を調査し、今後の管理方法や整備内容を検討するため、88万円の増額補正をしています。林道維持管理費は、内野谷右地内法面修繕他修繕料として60万円を増額補正をしています。

58、59ページ、7款商工費1項商工費中段の2目商工業振興費、商工業活性化事業費、宇美町プレミアム付き商品券発行事業補助金300万円の減額は、本年度4月補正第2号において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム率等を変更し、緊急対策費として計上したため、減額補正をするものです。

60、61ページ、8款土木費2項道路橋りょう費、一番下、2目道路橋りょう維持費、道路維持補修工事請負費は、町道長谷～松ヶ本線の流動化や損傷が著しい箇所を切削オーバーレイ工法により修繕するため、1,300万円の増額、水路・管等維持補修工事請負費（単独）は、町道苔牟田～只越線道路側溝改良工事などを実施するため、550万円の増額、水路・管等維持補修工事請負費（補助）は、町道若草団地2号線道路側溝改良工事を実施するため、1,015万4,000円を計上しています。

なお、この事業は国の50%補助となっています。

62、63ページ、土地購入費54万3,000円の増額は、町道宮ノ後線の一部が民地内に越境しているため、道路用地として取得するものです。

3項河川費1目河川総務費、河川管理費は、各種負担金の額の確定により、福岡県河川協議会負担金を5万3,000円、福岡県砂防協会負担金を5,000円増額補正しています。

5項都市計画費、64、65ページ、3目街路事業費、都市計画街路整備事業費、志免宇美線道路建設促進期成会負担金は、今年度は不用となったため、30万円の減額補正です。

5目公園費、公園管理・整備事業費では、不足が見込まれる消耗品費20万円、修繕料100万円を増額、浄化槽保守点検委託料は、一本松公園トイレの利用増加に伴い、一本松側及び猫石側の浄化槽保守点検や清掃等の回数を増やすため、141万2,000円の増額補正、公園整備工事請負費は、昨年度に供用開始した一本松公園猫石側トイレの周辺外構工事や一本松公園駐車場ゲート案内看板等の設置工事等を実施するため、1,657万8,000円を増額補正しています。

6項住宅費1目住宅管理費、66、67ページ、町営住宅維持管理費は、不足が見込まれる修繕料140万円を増額補正しています。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業費、町営住宅建設工事請負費140万円の増額は、昭和町町営住宅建替工事の実施に当たり、町営住宅周辺の家屋に壁の亀裂や建具建てつけ不良等の不具合が生じていることが判明し、その修繕工事を実施するため、140万円を計上しています。

68、69ページ、9款消防費1項消防費2目非常備消防費、糟屋地区消防ポンプ操法大会出場経費は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、地区大会が中止となったため、関係経費の減額補正です。

4目防災対策費、防災対策事業費は、災害時の避難所等で使用する新型コロナウイルス感染症

対策の設備充実を図るため、消毒液つきモップなど、消耗品費186万6,000円、オゾンガス空気清浄器及びバッテリーフォークリフト購入費として、機械器具費392万4,000円、ベルトパーティション、間仕切りパーティション対応屋根など、防災備品費818万1,000円などの増額補正をしています。

なお、この事業は地方創生臨時交付金を活用いたします。

70、71ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費、中段の3目教育支援事業費、学校支援事業費の下のほう、臨時スクールバス運行委託料は、令和3年8月の大雨により、ひばりが丘団地のり面崩壊に伴い、児童・生徒が通学できない状況であり、臨時スクールバスの運行を行うため、1,914万円を計上しています。

不登校対策事業費、72、73ページ、空調機器取替工事請負費は、適応指導教室の空調機器が故障し、取替工事を実施するため、18万1,000円を計上しています。

2項小学校費1目学校管理費、宇美東小学校管理費は、不足が見込まれる修繕料50万円の増額、井野小学校管理費、学校整備工事請負費は、4階の配膳室及び3階の渡り廊下で雨漏りが発生しており、防水工事を実施するため、199万1,000円を計上しています。

学校管理関係経費、修繕料は、情報機器端末修繕料の枠出しとして、37万5,000円を計上、学校整備工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校で増加した特別支援教室にテレビを設置するため、243万6,000円を計上しています。なお、この工事は地方創生臨時交付金を活用いたします。

3項中学校費1目学校管理費、宇美中学校管理費、学校整備工事請負費140万4,000円の増額は、職員室内の電話機に不具合が発生しているため、電話設備更新工事を実施するものです。学校管理関係経費、修繕料は、小学校費と同じく情報機器端末修繕料の枠出しとして22万5,000円を計上。

74、75ページ、学校整備工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対策として、宇美中学校で増加した特別支援教室にテレビを設置するため、81万2,000円を計上しています。なお、この工事は地方創生臨時交付金を活用いたします。

6項社会教育費3目人権教育費、人権教育事業費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による講演会等の中止により、普通旅費、自動車借上料等の減額をする一方で、(仮称)新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さない宇美町宣言に伴う街頭啓発用物品購入として消耗品費3万円、PR用バックパネル購入費8万1,000円などを計上しています。

76、77ページ、4目公民館費、中央公民館・住民福祉センター管理費、電気保安管理手数料は、住民福祉センター体育館に設置した外気処理機の発電機について、6万6,000円の増



額補正し、そのほか契約額確定による減額補正です。

9目歴史民俗資料館費、アスベスト調査業務委託料も契約額確定による減額補正です。

7項保健体育費、78、79ページ、2目体育施設費、体育施設関係経費、町内体育施設の修繕を行うため、修繕料250万円の増額、体育施設整備工事請負費425万2,000円の増額は、林崎運動公園グラウンド照明及び宇美東小学校グラウンド照明の不具合により工事を行うものです。

3目学校給食費、小学校給食運営費は、小学校給食配膳時に、給食当番が密になることや、児童が食缶に触れる回数を軽減させるための整備をするもので、桜原小学校、井野小学校における既存配膳棚の撤去を行うため、学校整備工事請負費74万3,000円、児童用運搬台車及び配膳台を購入するため、給食備品購入費754万3,000円を増額補正をしています。なお、この経費は地方創生臨時交付金を活用いたします。

80、81ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費4目農林業施設単独災害復旧費、(現年)農林業施設単独災害復旧費、災害復旧応急工事請負費は、令和3年8月の大雨により被災した林道大城線のり面災害復旧工事をはじめ、町内ののり面や水路等災害復旧緊急工事等による1,000万円を増額補正しています。

2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費、(現年)公共土木施設等災害復旧費も、8月の大雨により道路舗装にクラックが発生し、段差が生じた町道有内～苔牟田線道路陥没緊急修繕工事を実施するため、2,000万円を増額補正しています。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16、17ページをお開き願います。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定により、個人住民税減収補填特例交付金を157万6,000円増額、自動車税減収補填特例交付金を211万8,000円減額、軽自動車税減収補填特例交付金を83万6,000円減額しています。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、交付額の決定により、普通交付税を2億4,807万5,000円増額しています。

12款分担金及び負担金2項負担金4目衛生費負担金、未熟児養育医療給付費個人負担金102万2,000円は、母子衛生事業費で計上しています、養育医療給付における個人負担金を増額しています。

13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料、バンガロー使用料19万5,000円の減額は、今年度、一本松公園のバンガローの貸出しを中止したため減額、宇美町都市公園条例に基づき、一本松公園駐車場の使用料を徴収するため、420万円を計上しています。

18、19ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金、未熟児養育医療

費等負担金141万7,000円の増額は、母子衛生事業費で計上しています。養育医療給付に対する国の負担金で、負担率は2分の1となっています。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の見直しにより、513万5,000円を増額しています。この事業は、国の100%負担となっています。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金、道路補修事業交付金507万7,000円の増額は、道路橋りょう維持管理費で計上しています、町道若草団地2号線道路側溝改良工事に対する国からの交付金で、交付率50%となっています。

2目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金2,892万2,000円の増額は、本補正予算に計上しています。交付金対象額分を計上しています。

4目衛生費国庫補助金、新型インフルエンザ予防接種台帳システム改修事業費補助金は、国庫補助金の内示があり、33万円を計上しています。この事業は、補助基準額に対し3分の2の補助率となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の見直しにより、5,920万3,000円を増額しており、国の100%補助となっております。

20、21ページ、15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、前年度児童手当負担金4,000円、3目衛生費県負担金、養育医療費負担金70万9,000円の増額は、母子衛生事業費で計上しています。養育医療給付に対する県の負担金で、負担率は4分の1となっております。

2項県補助金8目教育費県補助金、子どもの読書習慣形成・定着支援事業補助金は、県補助金の交付決定により、3万5,000円計上しています。

3項委託金1目総務費委託金、経済センサス活動調査委託金は、歳出の増額に伴い、4,000円を増額しています。

18款繰入金2項基金繰入金7目歩み出そう次の100年基金繰入金は、共働のまちづくり推進事業費で計上しています、共働のまちづくり推進委員会関係経費及び共働事業提案制度補助金に伴い、繰入額419万6,000円を計上しています。

22、23ページ、19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和2年度決算額の確定により、前年度繰越金を3億857万6,000円増額しています。

20款諸収入7項雑入8目雑入、財産管理雑入は、庁舎維持管理費で計上しています、庁舎本館1階空調設備改修工事に伴い、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を1,000万円、先進的省エネルギー投資促進事業費補助金を50万2,000円計上しています。

21款町債1項町債1目土木債、公共事業等債の道路補修事業460万円の増額は、町道若草団地2号線道路側溝改良工事によるもの、公共施設等適正管理推進事業債の道路補修事業1,170万円の増額は、町道長谷～松ヶ本線舗装修繕工事によるものです。

7目消防費、緊急防災・減災事業債は、こども教育総合支援センター空調機器取替事業に伴い、4,440万円を増額しています。

11目臨時財政対策債は、発行可能額の確定により、4,228万6,000円の増額を行っております。

次に、6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正、1、追加は4件で、1件目は、地方公務員定年延長に伴う例規整備支援業務委託、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額198万円、2件目は、自治体クラウド基幹業務システム整備運営事業、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額3,450万6,000円、3件目は、行政提案型共働事業、期間、令和4年度、限度額800万円、収納管理業務委託、期間、令和4年度、限度額353万1,000円とするものです。

次の7ページをお願いします。

第3表地方債補正、1、変更は4件で、限度額を変更するもので、1件目は、公共事業等債の限度額1億2,040万円を1億2,500万円、2件目は、公共施設等適正管理推進事業債の限度額1億1,000万円を1億2,170万円、3件目は、緊急防災・減災事業債の限度額1,370万円を5,810万円、臨時財政対策債の限度額4億7,000万円を5億1,228万6,000円に変更することについて提案するものです。

最後になりますが、予算書の最後、82、83ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費まで、26ページから39ページまで、質疑のある方はどうぞ。

1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず、これ、資料で行きたいと思いますが、資料の1ページなんです。庁舎維持管理費で補正4,015万9,000円、上がっています。

この中で、この財源のところで、関してお伺いしたいんですけれども、前回の説明の中で、補

助金の活用を検討されているということをお伺いしていました。そろそろその結果なり見通しが出たんじゃないかなと思っていますが、こういった補助金が活用できるのか、活用できないのか、その辺り回答できますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。議案資料綴の1ページの下段になろうかと思えます。庁舎本館1階空調設備改修工事ということになります。

その内訳としましては、事業の概要のところに、改修工事の概要という形で、3つのぼつを入れております。

1つ目が、本館1階ホール用水冷式パッケージ、これを空冷式パッケージに改修、2つ目が外気取込用換気設備の導入と、これ※1と入れております。この米印1の部分が、いわゆる庁舎本館1階の空調改修という部分になります。

もう1つが3ぼつ目で、本館1階執務室内空冷式ビルマルチエアコン改修と、※2と入れております。この※2のほうは、本館1階のいわゆる財政課を主体とする側のパッケージエアコンの改修ということで、2つに区分させていただいております。

※1に関しましては、下から2行目に入れておりますとおり、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、こちらが見込額で1,000万円の受入れ、補助額が1,000万円、※2に関しては先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金、こちらが補助金としては50万2,000円という予定をしておりました。

ちなみに、※1の事業費としては、3,828万8,800円を予定しております、※2のほうは187万円と、大体95%程度は※1のほうが大きな事業となっております。

8月30日に、この事業採択について通知が来ました。※1に関しましての補助金に関しては、無事に通過したということでございます。※2の先進的エネルギーの補助金に関しましては50万2,000円ですが、こちらはちょっと応募総数が多くて、採択はされなかったということになります。

参考ではありますが、この※1の部分につきまして、全国で145件の採択をされておりました、実は採択率約20%と非常に狭い難関をちょっと、2割の形で突破したという形でございます。

なお、この採択された該当者の一覧があるわけなんです、全国で地方自治体の採択については宇美町だけ、ほかのところは、こういった公共のところは基本的にはございませんで、民間を主体とした採択になっているということで、今回、宇美町としては非常にありがたい話であるということでございます。この事業を今後円滑に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よく頑張っていたで採択されたと、本当にありがたい話だなと思っております。

次に、この事業一覧2ページで、共働事業提案制度補助金、これで419万6,000円補正が上がっておりますけれども、このコロナ禍で、また町民の町のにぎわいづくり、つくっていくような事業を募集されるということなんですけど、非常に気になるのが、果たして募集が集まるのかどうかというのが非常に気になっています。それ以上にこのコロナ禍で事業ができるのかどうか、そこが一番の課題じゃないかなと思っています。

特に、いろんな事業が考えられますけれども、例えば、中央公民館のホールを使った事業があったり、あるいは図書館を使った事業があったりと、公共施設を使った事業が主になると思うんですけれども、そういった中で、開催の可否を判断するというのが非常に大事じゃないかなと、どのような状況になれば果たして開催できるのかどうか、その辺、どのように考えてありますか。

このまま、今、若干感染者が減りつつありますけれども、予断を許さない状況の中で、その辺りまで踏まえた募集というのが行われる必要があると思います。お考えをお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 今回の共働のまちづくりの行政提案型の提案事業につきましては、令和3年度と令和4年度にかけて、2か年間で実施するというので、今、計画をさせていただいています。

御心配のように、このコロナの収束の見通しが立っていない状況の中で、果たして今からこう募集をかけても応募してくださる団体がいらっしゃるかどうかということで心配するところはありますけれども、しかしながら、一方で、こういうときだからこそ、やっぱり宇美町に元気を取り戻さなければいけないということで、企画をされている団体もあるということで既に御相談を受けております。

そのような中で、今後、開催をするしないというところの判断ということでございますけれども、全てはこのコロナの感染状況であるかと思っておりますけれども、内容によるものだというふうには思っております。

確かに、お話がありましたように、公共施設を使って人が集まるようなイベント等の開催は非常に難しいものがあるというふうには思っています。その判断については、やはり福岡県のイベントの開催の判断基準等を参考にしながら、進めていく必要があるかなというふうに思っています。

一方では、屋外で行うようなもので、例えば、イルミネーションの事業であったりとか、人の集客を伴わないようなものについては実施が可能ではないかなと思います。あるいは、オンライン

ン等を使ったような開催方法もあるかと思しますので、この辺りはしっかりその事業内容等を精査しながら、進めてまいる必要があるというふうには思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） もう1点、この中で聞きたいのが、10団体を予定してあります。ただ、その10団体が、例えば、うちは20万でいいよと、あるいは10万でいいよという団体もあると思いますが、10団体を基本にするのか、それともこの上限の400万円を基本にするのか、例えば20万しか使わないところが20団体集まってもいいですし、この10団体というところにこだわるのかどうかということをお聞きしたいと思いますが、10万でもいいよというところが複数集まれば、その中でやっていくのかどうか、その辺りはどういうふうにご考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 特に、10団体に限ったものではございません。予算の範囲内で、数多くの団体が応募してくださることを期待しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 続いて、この4ページ、事業一覧の4ページ、ここに収納管理の補助業務を民間業者に委託するものということで、204万6,000円計上してあります。

ここでお聞きしたいのが、現在何が課題になっているのか、収納業務の中で、こういったところが足りないからこのお金を使って強化していくと、また収納業務をしっかり強化していくための費用だと考えてますけども、現在何が足りないからこういった補正をするのか、あるいはこういったところを収納業務で強化していこうと考えているのか、その辺りをちょっと詳しくお聞かせいただきたいなと思っています。

私、収納係の方々がこのコロナ禍で本当に一生懸命頑張られて、収納率がほぼ現状維持、達成できていると、本当にすばらしいことだなというふうに思っていますけれども、今後の強化体制、どのようなところを何に対してやっていこうと考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、お答えさせていただきます。

ちょっと現在の状況等も踏まえて説明させていただきますけれども、現在、民間委託をしておりますのが、収納業務委託というのがございます。これについては令和2年度から4年度までの3か年と契約を締結しまして、業務内容としては、町税、国保税、後期保険料を含めた収納業務として、納税の催告及び催告業務、それと納付誓約に関すること、財産調査及び実態調査など、4名常駐ということで委託をしております。

今回、補正予算計上させていただいておりますのが、収納管理業務委託ということで、内容に

については管理のほうということになってまいります。

内容としては、ちょっと細かくはなりますが、口座振替依頼書に関する業務とか、還付充当通知書等の業務、督促状の発送の補助、口座振替不納通知や延滞金確定リストの作成など、そういったもので1名の常駐をお願いしたいというところで計上をいたしております。

それで、今の状況といたしますか、当然、今、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しております、中小企業や町民の方々、深刻な状況であるというふうには認識しておりますが、令和2年度の決算の町税の収入状況を見ますと、やはり法人町民税は、コロナ禍の影響で減収したものの、それ以外の税目においては、緩やかではありますが増額し、町税も過去最高の税収を確保したという状況でございます。

しかしながら、やはり令和3年度以降において、やはりコロナウイルスの影響で、個人町民税、こういったところに影響が予想されますので、トータル的には下がってくる、厳しい状況になるのではないかとということで予測をしております。

したがいまして、当課としては、財政が厳しい中、自主財源であります税収確保に向け、収納管理の補助業務を委託し、また、収納業務体制について、収納管理、徴収、滞納整理の各業務を効率的に業務を遂行していきたいと考えまして、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 続きまして、もうあんまりないですからね、5ページに行きたいと思えますけど、5ページのこの新型コロナウイルスワクチン接種事業費、ここが一番、私は気になっているところなんです。これまで7月、6月ぐらいか、そこまで接種の率が全国……

○議長（古賀ひろ子君） 発言中申し訳ありません。総務、2款までです。

○1番（丸山康夫君） 2款までか。49ページ、入ってなかったですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 今、39ページまでということ。

○1番（丸山康夫君） 失礼いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに質疑のある方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

13時まで休憩に入ります。

11時56分休憩

.....  
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3款民生費から4款衛生費まで、40ページから53ページまで、質疑のある方はどうぞ。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料で行きます。5ページの一番下、新型コロナウイルスワクチンの接種事業費についてお伺いしたいと思いますが、原課で把握してある最新のワクチン接種の状況、まずここを聞きたいと思いますが、どうなっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 現在の接種状況でございますが、分母によってちょっと数値が変わってまいります。この接種事業は、12歳以上の方を対象としておりますけれど、接種対象者を分母とした場合におきましては、対象者が8月1日現在3万3,164名いらっしゃいます。この方たちに対して、1回目の接種終わられた方が58%、2回目の接種が終わられた方が42.3%となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1回目、2回目ともに分かりましたけれども、国、県辺りの同じの日の接種状況、これはどうなっていますか。同じ分母で計算していただいた数字をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 接種対象者を分母とした数字につきましては、国、県とも公表されておらず、全人口に対する接種率というのが公表されております。国は、全人口の、1回目接種終了した方が58%、県は54%となっております。2回目接種が終わられた方が、国が47.1%、県が43.4%となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） すみません、お手数なんですけど、分母をそろえた形で、対象者というところでお聞きしたいと思います。

要は、国、県と、どれぐらい接種のスピードがどうなっているのかというのが知りたいんで、そこを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 国、県と比較しました場合、1回目、2回目それぞれ6ポイントから9ポイント、9ポイント低い数値となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この接種スピードなんですけれども、6月に報告されたところで、国、県よりも接種スピード上回ったということなんですけど、現在は6から9ポイントそれを下回って



いると、宇美町の接種につきましては、いろんな方式、組み合わせて非常に順調に進んでいると私は理解してたんですけども、いつの間にか接種スピードが鈍化していると、当初の目的だと接種を希望する方に対して、一人でも多く、一日でも早く接種を進める、こういった大目標があったにもかかわらず、このスピードが鈍化している、この理由について、全協とか委員会でもお聞きしました。

私、ここで気になるのが、国、県の接種スピードの中で、接種率ですね、これは個人接種も含まれての話じゃないかなと思っています。宇美町ではこの接種率、これにつきましては、職域接種等で接種された方の数はカウントしているんですか、してないんですか。その辺りちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） VRSというシステムに登録されて把握しているわけなんですけれど、全ての職域接種の対象者が登録されているわけではない、一部が登録されているというふうに確認しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 要は、宇美町の接種率の中に、そういった職域の方々も入れた数字を含めると、国、県とほぼ同率あるいはもしかしたらそれを上回るぐらいのスピードで行っているかどうかというのが知りたいんですよ。その辺りはどのように考えてありますか。把握しているか、そこを回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） ちょっと担当のほうに確認したんですけど、国、県においても、全ての職域接種が登録されているわけではないというふうなことです。条件としては、宇美町と同じように考えてよろしいんじゃないかと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それで、やはり、国、県の接種率を上回るような数字を期待したいんですよ。それで、鈍化した原因というのはそれぞれしっかり把握はしていただきたいと思いますが、今後、この接種スピードを上げていく、宇美町の目標であります、希望してある方に、一人でも多く、一日でも早く接種をするために、今後どのような取組を行っていこうと考えてありますか。そういったことが示されないと、この接種スピードも上がっていかないんじゃないかなと思います。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 今、この遅れを取り戻すべく職員一丸となって努力しているところなんですけれど、あと、町内の医師会の先生方にもかなり御協力を頂いている状況でございます。

す。

まずは、もう、とにかくこの9月、接種人数を増やす、接種回数を増やすということで、それだけに絞って頑張っております。当初、医療機関の先生方をお願いしていた集団接種、1時間当たり12人というところで最初お願いしてたんですけど、9月に入りましては、最大、時間当たり36人ということで、先生方にもかなり集団接種で御協力を頂いているような状況です。

あと、先週からなんですが、金曜日毎週、夜間接種を始めております。（発言する者あり）はい。夜間接種を住民福祉センターで始めております。

それと、9月におきましては、祝日もございますが、土日祝日、全てにおきまして、集団接種を行っております。数字で言いますと、8月は約7,000回の接種であったわけですが、9月におきましては1万回と、3,000回の接種増を見込んで計画を立てております。

これで何とか7月、8月の遅れを取り戻しまして、一応9月末の見込みとしましては、対象者12歳以上の方の、3万3,000人、約、いらっしゃいますけれど、7割の方が1回目の接種が完了するというところを目標にしまして、今、進めているところでございます。

○1番（丸山康夫君） 分かりました。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、6款農林水産業費から9款消防費まで、54ページから69ページまで、質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料の7ページ、道路橋りょう維持管理費、ここで町道長谷～松ヶ本線の舗装修繕工事1,300万円計上されています。この長谷～松ヶ本線なんですけれども、当然、道路の表面舗装、そこをやりかえていただく、非常にありがたいんですが、ここで非常に気になっているのが、一部の区間で歩道が、そうですね、20センチに満たないような歩道があるところ、これはもうどこの部分かというのは御承知されてあると思いますけれども、せつかく道路をこういった感じで大々的にやりかえようとする中で、ぜひそういった歩道の拡張といいますか、そういったこともやっていただきたいなと思っています。できないのかできるのか、まずそこを回答していただけないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼します。町道長谷～松ヶ本線、子どもたちの通学路になっているところですが、議員が言われたところについては承知しております。

隣接の所有者の方との折り合いで、何年前ぐらいからずっと交渉をしております、なかなか合意といいますか、御理解頂けないというところで現在来ています。今年度に入ってももう何

度か交渉して、もう強制的にやるというようなことで基本的には考えているところです。ですから、もう来年度の予算計上に目指して、今、動いているような状況です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ぜひ、せっかくこう道路をやるなら、併せて実施できないかなと、手法に関しては、筆界特定制度もやれるんですよ。相手の、本当は同意取ってきちんと境界確認を行ってやる方法もありますけれども、これまで全く進んでこなかった中で、筆界特定制度、こういったものを利用して今回併せて私はやるべきじゃないかなと、子どもたちの安全確保というのが、私は非常に大事じゃないかなと思っています。そういったことは可能じゃないですか。この補正の中でやれないんですか。そこを強く私は御提案したいと思えますけれども、いかがでしょう。もう一回、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今回、予算を上げさせていただきましたのは、道路の損傷が激しいというところで陥没しているところもありますので、やるというところになっています。

今回、この補修に関して、この予算内でどこまでやれるかどうかという分については、ちょっと検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書の69ページ、糟屋地区消防ポンプ操法大会の減額補正に関連した質問です。

コロナ禍で、この2年間、去年もそうでしたでしょう、操法大会が中止になりました。その中で、宇美町独自で何か操法大会をやるという、何かお話を聞いてたんですけども、その後、どのようなになっておりますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをいたします。

町独自で操法大会を実施して、消防技術の向上を図るところで、10月の初旬に大会をするように目指してはおったんですけども、現在、緊急事態宣言中、今月の12日までが緊急事態宣言中でございますので、集合しての練習ができないということと、今後、延長が見込まれるということで、10月に予定をしておりました町単独の操法大会につきましては、中止をしたいというような申出が消防団長のほうからございましたので、現在のところ、中止というところになっております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 延期ではなくて中止ですね。

それで、若い方がなかなかもう訓練が行き届いてなくて、操法訓練に匹敵するような、何か訓

練が必要じゃないかなと思うんですけども、その辺考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） お答えをさせていただきます。

昨年度から操法大会、中止が続いておりまして、確かに消防技術が失われつつあるというのも、当課のほうでは把握しております。昨年度におきましては、新入団員から幹部まで集めまして、3回の座学研修会を実施しております。

それから、若手職員を——若手団員を対象に、粕屋南部消防本部で器具等の取扱いの訓練を実施しております。本年度におきましても、幹部団員を集めまして、安全講習であったり、自然災害に対する考え方辺りを、座学研修を行っております。

やはり、そこを危惧されておりまして、本年度におきましても、座学研修、それからコロナ禍を見ながら機械器具、それから操法に関する訓練をやりたいという申出もございますので、感染状況を確認しながら、そういった訓練も実施していきたいというふうには、当課のほうでは考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、10款教育費から11款災害復旧費まで、70ページから81ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入、一括質疑に入ります。

16ページから23ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

**追加日程第一. 議案第36号**

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第36号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼いたします。

まず、説明に入ります前に、今回の追加補正予算案につきましては、令和3年8月の大雨に伴いまして、緊急に補正予算を提出する必要性が生じたので、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただきます。

それでは、議案第36号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ7,630万円を追加し、予算総額を130億6,887万1,000円とするものです。

また、第2条で地方債の補正を提案するものです。

本補正予算は、令和3年8月の大雨の影響により被災したひばりが丘二丁目地内ののり面表層が崩壊した町道竹ヶ下～桜ヶ丘線及びゆりが丘三丁目地内で、地滑りの兆候が確認された町道有内～苔牟田線の災害関連事業費を計上するものです。

歳出から説明をさせていただきますが、令和3年9月議会議案資料綴の一般会計補正予算（第5号）事業一覧表を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので、御参照ください。

それでは、予算書16、17ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費14目基金費、財政調整基金費1,492万円の増額は、本補正予算における歳入超過額を本基金に積み立てるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、福祉巡回バス臨時便運行業務委託料308万円の増額は、ひばりが丘二丁目地内ののり面崩壊により、福祉巡回バス「ハピネス号」の臨時便を運行していますが、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の通行ができる見通しが不明確であることから、10月以降2か月分の経費を増額するものです。

11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費、（現

年) 公共土木施設等災害復旧費では、時間外勤務手当100万円、委託料の測量設計業務委託料(単独)2,330万円の増額は、ひばりが丘二丁目地内の表面表層が崩壊したため、復旧本工事に向けた測量設計業務を委託するものです。その下の地質調査業務委託料400万円の増額は、ゆりが丘三丁目地内の町道有内～苔牟田線で、地滑りの兆候が確認されたため、対策工法検討に必要な地質調査業務を委託するものです。

2目公共土木施設等補助災害復旧費、(現年)公共土木施設等補助災害復旧費、災害復旧応急工事請負費(補助)3,000万円の増額は、ひばりが丘二丁目地内、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線の崩土除去と片側交互通行に向けた災害復旧応急工事を実施するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

12、13ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金7目災害復旧費国庫負担金、現年度公共土木施設災害復旧事業費負担金1,400万円の増額は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧応急工事に対する国の負担金で、負担率は負担金対象事業費の3分の2となっております。

21款町債1項町債9目災害復旧費1節補助災害復旧事業債、現年公共土木施設等災害復旧事業は、国の補助災害復旧事業で実施する町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧応急工事のうち、国庫負担金を除く町の一般財源分となる700万円を増額補正しています。

2節一般単独災害復旧事業債、公共土木施設等災害復旧事業は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧応急工事のうち、補助災害復旧事業の対象とならない工事費、町単分900万円及び測量設計業務委託料2,330万円、時間外勤務手当100万円を合わせて3,330万円、また、補正4号で計上しました町道有内～苔牟田線緊急修繕工事のうち、起債対象となる工事費1,800万円及び地質調査業務委託料400万円を合わせて2,200万円、合計5,530万円を増額補正するものです。

次に、4ページをお開き願います。

第2表地方債補正は、1、追加、2件を提案するもので、1件目が、起債の目的が補助災害復旧事業債で限度額は700万円、2件目が、起債の目的が一般単独災害復旧事業債で、限度額が5,530万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、他の地方債と同じ内容で定めるものです。

最後になりますが、予算書の最後、18、19ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(古賀ひろ子君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この工事につきましては、仮工事、それから本復旧と、これから非常に長期間かかるんじゃないかなと思っていますけれども、これ自体に関しては、私、そう質問ないです。ただ、こののり面崩壊につきましては、私、まさか、あのひばりが丘ののり面が崩壊すると本当に思ってなかったですね。そこで心配なのが、似たような擁壁の構造が町内にほかにもあるんです。

例えば、ゆりが丘の敷地内、ここも盛土になったところもあります。四王寺坂の長大のり面、ここも非常に似たのり面の構造になっていますね。

この崩壊した要因というのは、確かに、谷になって、そこを盛土した、そこに水分が物すごく含まれていて、一気に崩落したというふうにも思っているんですけど、ほかにも似たような構造のところがあるんです。同じように段を切って、のり面が構成されてて、間に側溝が入っていますね。そういったところの側溝が詰まったりすると、同じように崩落が起きてしまう可能性、あるんじゃないかと思っています。

言いたいことは、そういったところをきちんと今回点検されたのか、もし、その側溝が詰まったら、水があふれて、またのり面崩壊してしまう、特に四王寺坂ののり面なんていうのは、下は県道が走っています。ここがもし通行止めになってしまうと、非常に交通の便も悪くなりますけれども、そういったところをきちんと点検したのかどうか、ここをお伺いしたいと思います。もし、してなかったら早急にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 今のところ、点検はまだやっておりません。

ただ、ひばりが丘が昭和56年、それ以降、四王寺坂とかの団地ができて、年数的にもそんなに変わらないというところで、当課としても十分心配をしているところなので、当然、点検はしないといけないなど、点検・清掃はするようにしたいなというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時27分散会

---